

1998 年外為法改正→ 2000 年以降の本を読むようにする

外国為替市場

自国通貨と外国通貨を交換する場所

☆インターバンク市場←狭義(ある意味卸)

☆対顧客市場(ある意味小売)

東京では 350 行以上が参加

対顧客相場：買相場 > 売相場

銀行間相場：売り > 買い

インターバンク市場は別に特定の場所があるわけではない

→テレフォンマーケット→スクリーンマーケット

ロンドン、ニューヨーク、東京が 3 大市場

市場規模 2004 年：1 兆 9000 億円/1 日

ロンドン 7500 億ドル

ニューヨーク 4500 億ドル

東京 2000 億ドル→ここまですべて全体の 3/4

その他 5000 億ドル(シンガポール、フランクフルト、香港、チューリッヒ、パリ・・・)

ユーロが成立→域内での為替問題がなくなったので、フランクフルトなどの取引量が低下  
基本的な市場の取引時間→ 9:00 ~ 15:30

ロンドンは東京が終わる前に始まり、ロンドンが終わる前にニューヨークが始まっている。  
→取引時間が重なっていて、取引高が高い?

外国為替市場のプレイヤー

銀行、為替ブローカー(上田ハローなど)、中央銀行、顧客(個人、企業、商社・・・)

プリント参照

☆ダイレクトリーディング(直取引、相対取引)→手数料が掛からない

→約 7 割

☆ブローカー経由→手数料収入でやっている

→最も高い買値、最も安い売値

115 円 20-30 銭

→約 3 割

☆通貨当局

金融政策の一環

例：円高の急速な進行を止めたい!!

→市場介入(ドル買い、円売り)

副作用もある：物価上昇、過剰流動性

同時に売りオペ(国債を売って円貨を吸い上げる)を行って、マネーサプライの変化を起ささない。

→不胎化政策(sterlization)

改正外為法について

1998年4月～

→日本版金融 big-bang の一環、フロントランナー  
橋本政権の時代

日本における外国為替管理の歴史

1932年資本逃避防止法

→金輸出再禁止

1933年外国為替管理法

1949年外国為替及び外国貿易管理法制定

1964年外国為替予算の廃止

→IMF 8条国に

1972年外貨集中制度の廃止

対内対外直接投資の一部自由化

☆資本取引は原則禁止

1980年(新)外為法

→為銀主義、有事規制

☆資本取引原則自由

1998年(改正)外為法

☆資本取引完全自由化

1980年外為法の特徴

☆外国為替公認銀行制度(為銀主義)

→ここを通過して外貨取引を行う

☆許可制・事前届出制

→為銀を経由しないとき、大蔵省に許可・事前届がいる

☆有事規制(経済上)

→経済上の有事とは・・・

1 国際収支の均衡の維持困難

2 為替レートの急激な変動

### 3 金融市場・資本市場の混乱

なぜ、為銀主義だったのか

- 1 当局が居住者の外貨取引の実態をよりよく把握するため
  - 2 為替管理を実行するには為銀に対する管理を徹底すればよい
- (経済上の有事が発生した場合の) 効率的な管理

為銀主義の問題点

- 1 競争原理が働かない。手数料が下がらない。
  - 2 「適法性確認」の事務コストが大であった。
  - 3 企業にとって人的・時間的コストが大であった。
  - 4 タイムリーな資本取引を阻害
- ビジネスチャンスを失うリスク、国際競争力の低下

ネットィング＝相殺決済

→ 90 万ドルの支払いと、100 万ドルの受け取りがあれば、相殺して 10 万ドル受け取ればいい。

マルチネットィング

→ 何ヶ所でネットィングすること

当時、企業は現地金融子会社を使って、行っていた。

→ なかなか大蔵省の許可が出なかった

本人確認事務：マネーロンダリング

事後報告

プリント参照

改正の要点→影響

改正外為法は日本版金融 big-bang のフロントランナー

外為法が日本の金融システムの一番外側の垣根だった

→ 銀行、証券、保険、会計基準 etc.などが国際基準に倣わないと空洞化してしまう!!

文献紹介

「外国為替及び外国貿易管理法の改正」河合正弘

→ 「規制緩和の経済学」橋本・中川編 2000 年有斐閣に書かれている